

ANAマイルプラン

(需給契約要綱)

2024年4月1日実施

北海道電力株式会社

ANAマイルプラン

1 契約種別

この需給契約要綱（以下「この契約要綱」といいます。）の契約種別は、ANAマイルプランBといたします。

2 対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用され、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「接続供給会社」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- (1) お客さまが1年を通じてこの契約要綱の適用を希望されること。
- (2) 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

3 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

4 契約電流

- (1) 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (2) 接続供給会社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、接続供給会社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

5 料 金

- (1) 料金は、基本料金、電力量料金および電気標準約款〔低圧〕（首都圏エリア）（以下「標準約款」といいます。）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が標準約款

別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(イ)に該当する場合は、標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ロ)に該当する場合は、標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

契約電流 30 アンペア	935 円 25 銭
契約電流 40 アンペア	1,247 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,558 円 75 銭
契約電流 60 アンペア	1,870 円 50 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 77 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 10 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	39 円 49 銭

- (2) 6 (その他) (4)の場合を除き、料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金のそれぞれから消費税等相当額を差し引いた金額 (以下「税抜金額」といいます。) の合計に 100 分の 10 を乗じて算定してえた金額と、消費税等相当額 (料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたものに係る消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の合計といたします。) とに差額が生じた場合の料金は、(1)にかかわらず、(1)によって料金として算定された金額にその差額を加えたものいたします。

なお、税抜金額の単位は、それぞれ 1 円とし、その端数は、それぞれ切り上げます。

また、税抜金額の合計に 100 分の 10 を乗じて算定してえた金額、料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたものに係る消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、それぞれ 1 円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます。

6 そ の 他

- (1) 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。
- (2) この契約要綱から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約要綱を適用いたしません。
- (3) 当社は、標準約款 18 (日割計算) に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表 (料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式) によるものといたします。
- (4) 標準約款 20 (料金等のお知らせおよび請求) (3) によって料金とあわせて発行手数料を支払っていただく場合で、税抜金額および標準約款 20 (料金等のお知らせおよび請求) (4) に定める発行手数料から発行手数料に係る消費税等相当額を差し引いた金額 (以下「発行手数料に係る税抜金額」といいます。) の合計に 100 分の 10 を乗じて算定してえた金額と、消費税等相当額 (料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたものに係る消費税等相当額、再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額および発行手数料に係る消費税等相当額の合計といたします。) とに差額が生じたときは、料金および発行手数料とあわせてその差額を支払っていただきます。

なお、発行手数料に係る税抜金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り上げます。

また、税抜金額および発行手数料に係る税抜金額の合計に 100 分の 10 を乗じて算定してえた金額、料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたものに係る消費税等相当額、再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額および発行手数料に係る消費税等相当額の単位は、それぞれ 1 円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます。
- (5) この契約要綱に定めのない事項については、標準約款によるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この契約要綱は、2024年4月1日から実施いたします。

2 契約電流についての特別措置

- (1) 当社以外の小売電気事業者から電気の供給を受けていたお客さまが新たにこの契約要綱にもとづく需給契約を希望される場合は、4（契約電流）にかかわらず、当社以外の小売電気事業者との需給契約における契約電流等を基準として、協議により契約電流を定めることがあります。この場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

なお、協議により定めた契約電流が、負荷の実情に比べて不相当と認められる場合は、原則としてこの特別措置を適用いたしません。

- (2) (1)により契約電流を定めているお客さまが、需要場所における負荷設備を変更される場合には、原則として、4（契約電流）により契約電流を定めます。

3 この契約要綱の実施にともなう切替措置

この契約要綱実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、標準約款 17（料金の算定）および標準約款 18（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分は、別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）に準じて日割計算をいたします。

別 表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）

- 1 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 300 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \\ - \text{第1段階料金適用電力量}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいい、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。また、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ただし、標準約款17（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

- 2 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の1にいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

- (1) 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

- (2) 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

- 3 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の1にいう暦日数は、次のとおりといたします。

- (1) 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

- (2) 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。